

東京オリンピック・パラリンピックの開催に関する提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 開催に向けた環境整備等について

- (1) 機運醸成に資する全国的な取組を実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組への支援を行うとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組に対し、財政措置を含めた支援を行うこと。

- (2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応、無料W i - F i の整備、ボランティアの育成等を推進するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (3) 心のバリアフリーの普及啓発を推進すること。

- (4) 治安対策について万全を期すること。

- (5) 選手や指導者の育成に係る支援を拡充すること。

- (6) 文化プログラムの実施について、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、文化財を観光資源として活用した事業や、文化芸術振興・教育振興等に係る取組に対し、十分な財政措置を講じること。

- (7) I O CとW H Oが推進するスモーク・フリー・オリンピックについて、過去の大会開催都市における対応を踏まえつつ、早期に適切な対応を図ること。

2. 開催に向けた施設整備等について

- (1) 大会の開催効果を波及させるため、公立スポーツ・文化施設等の整備について、財政支援の拡充を図ること。

また、事前キャンプ地の施設整備について、財政支援を拡充すること。

- (2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層推進すること。

- (3) 競技会場等におけるユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。

なお、競技会場の整備に当たっては、周辺環境や景観等との調和に十分配慮すること。

(4) 日本の魅力を発信すべきこの絶好の機会に、「歴史的風致」の維持向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく社会資本整備総合交付金等の充実等、財政支援を拡充すること。

(5) ナショナルトレーニングセンターの拡充整備を推進すること。

また、地域スポーツ施設の改修や用地取得等について、地域の実情を踏まえた十分な財政措置を講じること。

(6) 感染症対策について、万全を期するため、予防・防止・研究等のための対策を充実すること。

(7) 外国人観光客の利便性、快適性を向上し、リピート率を高めるため、観光案内所等の観光施設の整備・運営等に対する支援制度の拡充を図ること。

3. ホストタウン推進のため、来日する選手等との交流についての情報提供等の支援を行うとともに、事前キャンプのための施設整備や国際交流に係る経費等について、財政支援を拡充すること。